

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度 第1回 枚方市社会福祉審議会（本審）
開催日時	令和5年4月14日（金） 14時 00分から 15時 05分まで
開催場所	枚方市総合文化芸術センター別館大会議室
出席者	所めぐみ委員長、福間眞智子副委員長、明石隆行委員、安藤和彦委員、石田慎二委員、大西雅裕委員、小山隆委員、佐藤嘉枝委員、中島秀芳委員、原啓一郎委員、日野裕委員、藤本良知委員 古満園美委員、安田雄太郎委員
欠席者	鶴浦直子委員、川北倫子委員、橋本有理子委員、三田優子委員、三戸隆委員
案件名	1. 委員長の選出について 2. 社会福祉審議会の位置づけ及び各専門分科会の概要について 3. 専門分科会等の委員及び臨時委員の選出について 4. 専門分科会等の決議権限等の取扱いについて 5. その他
提出された資料等の名称	1. 資料1 枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領（案） 2. 資料2-1 枚方市社会福祉審議会の構成 3. 資料2-2 各専門分科会の概要 4. 資料3 枚方市社会福祉審議会委員・臨時委員名簿（案）
決定事項	報告のみ
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公開
傍聴者の数	なし
所管部署 （事務局）	健康福祉部 健康福祉政策課

審 議 内 容	
発言者	発言の要旨
事務局	<p>皆さまこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から「令和5年度第1回枚方市社会福祉審議会」を開催いたします。</p> <p>本市では、「社会福祉法」第7条の規定により、社会福祉に関する事項を調査審議するための審議会として「枚方市社会福祉審議会」を設置しております。本日は令和5年度における第1回目の「審議会」であり、また委員改選後の初めての審議となります。この後、委員長の選出などの案件を予定しておりますので、皆さま方、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開催にあたりまして、市長よりごあいさつ申し上げます。</p>
市長	【市長 挨拶】
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日まで出席の委員のご紹介をさせていただきます。50音順で紹介させていただきます。</p> <p>【各委員紹介】</p>
	【各委員挨拶】
事務局	<p>続きまして、市側の出席者の紹介をさせていただきます。</p> <p>【市長及び職員 紹介】</p>
	【市長挨拶及び職員挨拶】
事務局	<p>【資料確認】</p> <p>委員長が選出されるまでの間、枚方市社会福祉審議会条例第7条の規定に基づき、市長が議長を務めさせていただきます。</p> <p>市長、よろしく願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、委員長が選出されるまでの間、議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、本日の審議会の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>「枚方市社会福祉審議会条例」第7条第3項において、委員の2分の1以上の出席をもって成立すると規定しております。委員定数19人のうち、出席者は14人となっており、出席要件を満たしておりますので、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。</p>
市長	<p>それでは、本日の案件に移させていただきます。</p> <p>初めに、案件1「委員長の選出」について、お諮りいたします。</p> <p>「社会福祉法」第10条の規定により「委員長は委員の互選により置</p>

	く」こととなっております。委員の皆様のご承諾が得られれば、事務局にて案をお示ししたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	【異議なし】
市長	それでは、事務局からの提案を示してください。
事務局	委員長には、前年度までの副委員長でありました、所委員にお願いしたいと思います。 以上でございます。
市長	ただいまの事務局からの提案について、ご異議はございませんでしょうか。
	【異議なし】
市長	ありがとうございます。「異議なし」ということで、所委員に委員長をお引き受けいただきたいと思います。所委員、どうぞよろしく願いいたします。 それでは、議長を交代させていただきます。
事務局	それでは、委員長から一言、ご挨拶をお願いいたします。
委員長	【委員長 挨拶】
事務局	ありがとうございました。 恐れ入りますが、市長はこの後、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。よろしく願いいたします。
	【市長退席】
事務局	それでは、以降の進行につきまして、よろしく願いいたします。
委員長	それでは、進行に入らせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。 では、案件に入る前に、本審議会の公開・非公開についての確認をさせていただきます。 「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づきまして、本会議の公開・非公開の取扱いについてお諮りしたいと思います。 「枚方市社会福祉審議会条例」第8条第1項では、「審議会の会議は公開とする」とされています。ただし、第1項第1号及び第2号に該当する場合は非公開とできるとしてありますが、本日の審議会の案件は、いずれにも該当しないことから公開とさせていただきたいと思います。また、会議の傍聴に当たりましては、本日配付されております、資料1の「枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領（案）」のとおりとさせていただきます。 また、会議録につきましては、審議内容を把握することが目的でありますので、発言者された方、発言者は委員長もしくは委員という記述に

	<p>させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、本審議会は公開とさせていただきます。会議録につきましても公開とし、発言者は委員長、委員、といった記述で作成をお願いいたします。</p> <p>次に、本日の傍聴希望者について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日、傍聴者はおりません。</p>
委員長	<p>はい。本日の傍聴者はおられないということです。</p> <p>それでは、続きまして、案件に入る前に副委員長の指名について、皆様にご提案させていただき、ご承諾いただければと思います。</p> <p>「社会福祉法」及び「枚方市社会福祉審議会条例」に本審議会における副委員長の指名に関する記載はございませんが、「枚方市社会福祉審議会規則」第4条において、「この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。」とされていることから、本審議会の運営に必要な事項として、副委員長を指名したいと思います。委員の皆様のご異議がございませんようでしたら、私からご指名させていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、副委員長には、枚方市民生委員児童委員協議会会長の福間委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。お願いします。</p> <p>それでは、ご了承いただいたものとしてお願いいたします。</p> <p>では、福間委員に副委員長をお願いいたします。それでは、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
委員	<p>【委員 挨拶】</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、案件に進んでいきたいと思います。案件の2つ目になります。案件2「社会福祉審議会の位置づけ及び各専門分科会の概要」について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【案件2本審及び各専門分科会・部会事務局説明（資料2-1）】</p>
委員長	<p>ありがとうございます。委員の皆様からご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>社会福祉法人設立認可等専門分科会の開催頻度ですが、平成29年から5年近く開催されていないということで、これにつきましては、社会</p>

	福祉法人からの申請がなかったということでも理解してよろしいでしょうか。
事務局	はい。そのとおりでございます。
委員	ありがとうございました。
委員長	そのほかよろしいですか。 そうしましたら、案件3「専門分科会の委員及び臨時委員の選出について」に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	ご説明させていただきます。「枚方市社会福祉審議会条例」第10条の規定により「専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。」となっておりますので、ご指名のほど、委員長にお願いしたいと考えております。
委員長	私といたしましては、事務局案があるようでしたらお示ししていただきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。
	【異議なし】
委員長	それでは、事務局案をお願いします。
事務局	【案件3事務局説明（資料3）】
委員長	ありがとうございました。 事務局からの提案でございますが、委員の皆様、いかがでしょうか。ご確認いただけましたでしょうか。この案件3につきましては、この事務局案で決定をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、事務局案で進めさせていただきたいと思います。 それでは、次の案件に移ります。案件4「専門分科会等の決議権限等の取扱いについて」事務局より説明をお願いします。
事務局	「社会福祉審議会条例」第10条第6項の規定により「専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議をもって審議会の決議とすることができる。」となっております。また、「社会福祉審議会規則」第4条におきまして、「審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める」とされております。委員長のご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	先ほどご説明がありました専門分科会、それから審査部会につきましては、それぞれの審議事項、審議の頻度等によりまして、その結果につきましては、即時性や専門性が求められるために、各分科会や審査部会の運用方法につきましては、それぞれの分科会や審査部会におきましてご審議いただければと考えております。それぞれの専門分科会の運営につきましては、皆様から特にご意見がないようでしたら、条例、規則に定めるもののほかにつきましては、それぞれの専門分科会、審査部会で

	<p>お決めいただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、各専門分科会・審査部会の運用につきましては、条例、規則に定めるもののほかにつきましては、それぞれの専門分科会・審査部会で決めていただくことといたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、続きまして、案件5「その他」につきまして、事務局案何かございますか。</p>
事務局	<p>案件5「その他」としましては特にございませんが、本日、それぞれの専門分科会、審査部会でご審議いただく委員、臨時委員も決まりましたので、それぞれ順次開催されることとなります。各専門分科会や審査部会におかれましては、それぞれの審議事項につきまして審議を進めていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、本審議会の次回開催日につきましては、後日改めてご連絡させていただきます。</p> <p>本日は、ご審議ありがとうございました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。予定していました案件は全て終了いたしました。今も説明がありましたように、今日改選後最初の本審であり、各部会の説明を伺いましたが、これからそれぞれの部会でいろいろな審議をされて、そしてまたこの本審で協議させていただきたいと思えます。予定の案件はすべて終わりましたが、終了させていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>すみません。1点だけちょっとよろしいですか。</p>
委員長	<p>はい。どうぞ。</p>
委員	<p>この社会福祉審議会を始めとした市の審議会がたくさんありますが、枚方市のホームページの審議会開催予定というページに掲載されている審議会と掲載されていない審議会がありまして、その違い、掲載の有無の基準について教えていただきたい。また、掲載されていない審議会が開催される場合、今日のこの審議会も掲載がないようでしたが、委員以外で傍聴したい方は、どのように審議会が開催されるという情報を知ることができるのか。さらに、障害福祉専門分科会は資料に関してホームページ上にデータを掲載していますが、分科会によっては掲載がない場合もあります。先ほど市長からの挨拶でも重層的支援体制の重要性が述べられており、さまざまな審議会の情報にアクセスできることが重要であると考えます。資料掲載の基準があれば教えていただきたいし、なければ、できるだけ公表していただきたい。</p> <p>本審議会だけではなく、ホームページに掲載されていない審議会はたくさんあると思うのですが、それはどういう基準でしょうか。</p>
委員長	<p>大変重要なご質問、ご指摘ありがとうございます。3点ございました</p>

	けど、事務局、よろしいでしょうか。
事務局	<p>はい。回答させていただきます。こちらの審議会についての情報ですが、開催予定につきましては通常非公開であっても予定をホームページに公表することとされており、今回の審議会開催予定が載っていなかったということにして、大変申し訳ございません。以後、気をつけさせていただきます。</p> <p>2点目につきましては、資料の掲載でしょうか。各資料の掲載につきましては、それぞれの審議会ごとに資料についての公開・非公開でありますとも決定されますので、そちらに応じた公表の仕方がされていることかと思えます。</p>
事務局	<p>基本的には審議会全て掲載をするということでございますし、それを見ていただいて傍聴希望もしていただくということになります。ただ、今日も最初に公開・非公開についてご確認いただいたと思いますが、お越しいただいても内容によっては公開できない部分もありますので、その際は退席いただくこととなりますが、基本的には傍聴の規則に則って傍聴していただくこととなっております。日程については、漏れている部分があると思えますので、担当職員含めて漏れないように働きかけたいと思えます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
委員長	ありがとうございます。
委員	本審議会だけでなく結構ホームページに載っていない審議会がたくさんあると思うのですが、それはどういう基準でしょうか。
事務局	基本的には全審議会を掲載すべきと思いますが、審議内容が非公開である場合など例外もあるかもしれませんので、担当課に確認いたします。
委員長	本当に大変重要な提案ですね。質問という形でご指摘いただきましてありがとうございます。本審議会はもちろんですけど、他の審議会についてもご確認いただけるということですか。委員の皆様、そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
委員	「枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領（案）」についてですが、資料では案となっておりますが、取扱要領は先に決まっているのではないかと思います。この要領の中身は決まっているもので、公開するかどうか傍聴を制限するかどうかをここで決めるものではないと思えます。委員長権限で今回は制限しますというのは、その際に決めたいので、これは「案」にしないほうがいいという感想を持ちました。
事務局	ありがとうございます。実質的には確かに取扱要領ほどの審議会も同じものを使っているのですが、審議会ごとに定めるということになっておりまして、こちらの案を示させていただいた上で、決定させていただいたということですか。

委員	ただ、そうすると、あくまでも委員長が最初にこの案で行かせていただきたい、決議事項になって案をとらせていただきますということになっていますよね。毎回毎回、この委員会でやっぱり公開すべきだとかいう取扱要領を定めることになるのは不自然な気がしましたので、またこれから検討されたらよいと思います。
委員長	ありがとうございます。よろしいですか。
事務局	ありがとうございます。基本的にはおっしゃられるように、もしここで案としてご審議いただくのでしたら、決議を委員長にいただく必要があったと思いますし、そのところが整合がとれていなかったと思います。内容をご確認の上、ご意見を参考にさせていただいて、案をとったほうがいいのかと思いますので、よろしく願いいたします。
事務局	実際は審議会の公開・非公開を決める際にこの要領案のとおりとしたいと思いますと委員長にご発言いただいて、全体のご意見はございませんでしょうかといった流れでお諮りしたことになっておりました。公開・非公開と要領の内容部分について分けて、ご説明させていただいたほうが良かったかなと反省しております。
委員	では、次回からはこの点について、審議しないということでもいいですか。
事務局	はい、そのとおりでございます。
委員長	ありがとうございます。ご確認ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。 では、これをもちまして令和5年度第1回の社会福祉審議会を終了いたします。 ありがとうございました。